

京都市国際交流会館指定管理者募集要項に係る質疑への回答について

記

- 1 「3 管理運営に係る基本的事項（4）管理運営業務に係る費用ア」について
（1）消費税が増税された場合、必要な経費が増加するため指定管理費を増額していただけますでしょうか。

【回答】

平成 31 年 10 月に予定されている消費税率引上げの影響については、現時点では財政当局から基本的な考え方が示されていません。

当室として、消費税率引上げに対応するために必要となると考えられる経費については、予算措置が講じられるよう財政当局に対して最大限要求を行っていく予定です。

- （2）1 年前から貸し施設の申し込みを受け付けているため次年度分を前受金として処理していますが、増税された場合差額の補填はありますでしょうか。

【回答】

貸し施設の申込を受け付けた際の前受金については、消費税が増税された場合においても増税分の差額を市から補てんする予定はありません。ただし、経過措置として次年度の課税時に旧税率が適用される可能性があるため、詳しくは税務署等で確認ください。

- （3）消費税の増税に伴う利用料金の改正について、今回の指定管理の選定のタイミングに合わせて実施される予定はありますでしょうか。

【回答】

消費税の増税に伴う利用料金の改正については、今回の指定管理者選定のタイミングではなく、消費税率の引上げ時期とあわせて検討します。

- （4）指定管理費が、前期より 3,000 千円減額されています。第 1 回の（京都市国際交流会館指定管理者選定）委員会では「京都市が岡崎の活性化に力を入れているので、利用者増が見込めるため」とされていましたが、入館料を徴収しないため利用者が増えても会館の収入に直接つながるわけではありませんので、どのように理解したら良いでしょうか。

【回答】

本市では、岡崎地域が国際交流・文化観光拠点として、京都の魅力を国内外に広くアピールできる場としてその活性化に取り組んでいるところであ

り、にぎわいのさらなる創出とともに、岡崎地域の認知度がますます向上するものと考えております。

その趣旨から、利用料金制度を採る京都市国際交流会館において、指定管理者の一層の創意工夫により、効果的・効率的な管理運営を行っていただくことを期待しているものであり、ご理解をよろしくお願いします。

2 「同（6）指定管理者が行うことができる業務」について

「事業内容によっては、行政財産の目的外使用に係る使用料の支払いが必要となる場合があるため、留意すること。」は、前回の募集要項にはなかった文言ですが、「目的外使用」とは募集要項に記載されている1対象施設（1）設置目的の範囲外と理解して良いでしょうか。

【回答】

行政財産の目的外使用許可とは、行政財産の本来の用途又は目的を妨げない限度において本市以外の者に使用を許可することとされており（地方自治法第238条の4第7項）、募集要項3（6）に記載のとおり、設置目的の範囲にあっても指定管理業務以外の自主事業の事業内容によっては、目的外使用許可が必要となる場合があります。

3 「同（7）指定期間」について

会館は来年30周年を迎え改修工事を予定しており、また40周年には更なる大規模改修も増えてくると思われます。公共施設の安心安全な維持管理のためにも5年後、10年後を見据え継続した管理運営が重要と考えますが、4年間という指定期間の見直しは、今後ありますでしょうか。

【回答】

本市の公の施設の指定管理者制度に係る運用基本指針によると、一部の例外を除き、指定管理期間は原則として4年以内とされていることから、現時点で見直す予定はありません。

4 「4 業務概要（1）運営業務 ク（エ）外国籍市民に対するコミュニケーション支援（やさしい日本語を含む多言語対応の普及啓発等）」について

前回の募集要項にはなかった業務ですので想定されている具体的な事業内容があればお教えください。

【回答】

最近の国の動きとして、新たな在留資格の創設や日本語教育推進基本法制定に向けた方針が示される中で、今後増加が見込まれる日本語によるコミュニケーションが困難な外国籍市民が安心して日常生活を送っていただくため、母語支援も含めた日本語学習環境の整備が一層重要になってくると考えています。

さらに、本市においては、「やさしい日本語」を多言語対応の一つとして、その普及啓発に取り組んでいるところです。

こうした背景を踏まえ、京都市国際交流会館がこれらの情報発信の拠点とすべく、今回の募集にあたり、業務概要に新たに加えたものであり、事業計画での積極的な提案をお願いしたいと思います。

5 「6 留意事項（10）リスクの負担区分」について

- (1) 「施設の管理運営を行うことができなくなったことにより、指定管理者が利益を得た場合は、指定管理者はその利益を京都市に返還することを要す。」とありますが逆に、事故火災などにより指定管理者が不利益を被った場合の補償はありますか。

【回答】

指定管理者の責めに帰すことのできない事故火災などの事由については、事案が生じた際に個別に協議いたします。

- (2) 改修工事に伴い貸し施設の貸し出しができない場合の利用料金の補償はありますか。

【回答】

改修工事に伴い貸し出し施設の供用を長期間停止せざるを得ない事態が生じた場合においては、利用料金の補てんについての協議をさせていただきます。長期間とは概ね1ヶ月程度と考えています。

なお、改修工事に伴い貸し出し施設の供用を停止する時期や期間については、指定管理者とも協議のうえで、施設の稼働状況等を考慮し、決定します。

- (3) 地域住民の避難場所として、京都市の避難所を開設した場合の経費と利用料金の補償はありますか。

【回答】

災害時における避難場所として開設した場合の諸経費に関しては、市全体に係る事案となるため、事案が生じた際に個別に協議いたします。

6 「提出書類一覧 3事業運営に関する計画 3-6その他の取組(6)その他管理運営に当たっての提案事項」について

「その他の提案」として、一部経費を市から負担していただくような事業案を提出することは可能でしょうか。

【回答】

本市の公の施設の指定管理者制度に係る運用基本指針によると、協定書記載以外の業務となる自主事業については、「指定管理者が企画し、経費を

負担したうえで、指定管理者ではない一団体として行う。」とされていることから、本市が経費の一部を負担する事業を提案いただくことはできません。